

第2章 国際部

第1節 国際交渉への対応

1 WTO（世界貿易機関）

(1) WTO協定の概要

ガットにおいては、1947年から1979年まで多角的貿易交渉（ラウンド）が7回開かれ、各国の関税の引下げ、貿易障壁の低減など多くの成果をもたらしてきた。

その後、1986年にウルグアイ・ラウンド（UR）が開始され、1993年12月に実質合意された。そして、1995年1月1日にWTO協定が発効し、米国、EC、豪州、カナダ、日本などの主要国の加盟の下、世界貿易機関（WTO）が設立された。

WTO協定は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（本体）と附属書1～4からなり、農林水産関係では、附属書1に農業協定、動植物検疫を規律するSPS協定、林・水産物補助金を規律する補助金・相殺措置協定（以下「補助金協定」）などが含まれる。

(2) 各委員会の主な活動

これらの協定に対応してWTOには各委員会が設けられており、当省に関連する委員会としては、農業委員会、SPS委員会、貿易と環境委員会などがある。

ア 農業委員会

農業委員会は、農業協定第18条に基づき、加盟各国のUR約束の実施の進捗状況等について検討することになっており、2009年度は4回開催された。この検討は、各国からの実施状況の通報及び事務局が作成する実施に関する各種資料に基づいて行われる。なお、2000年から開始されている農業交渉は、農業委員会特別会合において行われており、上記の活動については、農業委員会通常会合において行われている。

イ SPS委員会

SPS委員会は、SPS協定第12条に基づき、協定の実施の協議のために開催されることになっており、2009年度は3回開催された。本委員会においては、ア. 貿易上の関心事項についての質疑応答、イ. 特別かつ異なる待遇（S&D）の実施、ウ. 透明性に

関する規定の実施、エ. 地域主義（協定第6条）に関する議論等が行われた。

ウ 貿易と環境委員会（CTE）

CTEにおいては、環境措置が市場アクセスに与える影響等についての議論が行われており、各国が環境政策の決定過程における具体的な取組等について、情報を共有化する作業を続けており、2009年度は3回に開催された。また、CTE特別会合では、WTOルールと既存の「多国間環境協定（MEA）」が規定する特定の貿易義務（STO）との関係、環境物品及びサービスの関税撤廃等について交渉が行われている。

(3) WTO閣僚会議

WTO閣僚会議は、全ての加盟国の代表で構成され、原則として2年に1回会合することとされており、閣僚宣言及び各委員会からの報告書の採択など、多国間貿易協定に関する全ての事項について決定を行う権限を有している。

WTOが発足して以来4回目の閣僚会議が、2001年11月にカタール国ドーハにおいて開催され、幅広くバランスのとれた項目を対象とする新ラウンドを立ち上げる閣僚宣言が採択された。これにより、農業交渉は新ラウンド（ドーハ開発アジェンダ）の一部として、他の分野とともに一括して合意されるべきものとして位置づけられることとなった。

なお、閣僚宣言のうち、農業関係については、非貿易的関心事項に配慮すべきこと等、我が国の主張が受け入れられた。

5回目の閣僚会議は、2003年9月にメキシコ・カンクンにおいて開催され、各交渉分野にわたり、閣僚会議文書案が提示されたが、先進国、途上国間の立場の違いが埋まらず、シンガポール・イシュー（投資、競争、政府調達透明性及び貿易円滑化の4つの議題）を契機に合意が得られないまま終了した。

6回目の閣僚会議は、2005年12月に香港において開催され、2006年中のドーハ・ラウンド終結に向け、香港閣僚宣言が採択された。農業分野については、モダリティ確立に向けて基礎となるべき構造的要素のうち、各国の意見の取れんがみられた内容について整理

された。また、2006年4月末までにモダリティを確立し、同年7月末までに各国が包括的な譲許表案を提出するとのスケジュールが合意された。

我が国は、途上国の開発問題に対する貢献として、同閣僚会議に先立って「開発イニシアティブ」を策定し、後発開発途上国に対して原則として無税無枠の措置等を供与することを表明し、高い評価を受けた。

7回目の閣僚会議は、2009年11月から12月にスイス・ジュネーブにおいて開催された。多角的貿易体制と世界経済の現状等について幅広く議論が行われたが、ラウンド交渉については、モダリティ合意に向けた交渉等は行われず、G20サミット（9月）等で合意された2010年中の妥結追求を確認するに留まった。

(4) WTO交渉

ア 農業交渉

農業交渉に関しては、2000年3月の開始以降多くの交渉提案が提出され、我が国も「多様な農業の共存」を基本理念とする「WTO農業交渉日本提案」を取りまとめ、2000年12月にWTO事務局へ提出した。

各国の交渉提案や議論を受けて、モダリティの確立に向けた交渉が行われたが、主に輸出国と輸入国との間の溝が埋まらず、ドーハ閣僚宣言で示された2003年3月末までにモダリティを確立することはできず、また、2003年9月にメキシコ・カンクンで行われた閣僚会議も先進国と途上国の対立等を背景に決裂した。

その後、2004年3月に交渉が再開され、同年7月には農業分野を含め、ドーハ・ラウンド交渉の枠組み合意が成立した。

2005年9月に入ると、新たに就任したWTO事務局長と農業交渉議長のもとで議論が進められ、10月には、我が国を含む食料輸入国で構成されるG10、ブラジルやインド等の途上国で構成されるG20、EU、米国等から、関税削減率等の数字を含む具体的な提案がなされた。また、我が国は、米国、EU、ブラジル、インド、豪州からなるG6の枠組みに参加し、閣僚レベルでのモダリティ確立に向けた議論に積極的に参画した。

2005年12月に香港で開催された第6回WTO閣僚会議では、香港閣僚宣言が採択され、2006年4月末までにモダリティを確立するとともに、同年7月末までに各国が譲許表案を提出することが合意された。なお、交渉の過程において我が国が提唱した「開発イニシアティブ」は、香港閣僚会議でも高く評価された。

2006年1月にスイスのダボスで開催されたWTO非公式閣僚会合では、4月末のモダリティ合意等に向けて各国が協調して努力することを確認し、同年2月以降、G6を中心に交渉が行われたが、米国が国内支持、EU・我が国が農業の市場アクセス、ブラジル・インド等の途上国が非農産品市場アクセスについて困難を抱えつつ、互いに攻撃しあうといった「三すくみ」の状況が続いたため、期限までのモダリティ確立には至らなかった。

そのような中、事務レベルでは5月から6月にかけて農業交渉議長の下で集中的な議論が行われ、G6をはじめとする一連の閣僚級会合等では、6月に提示された議長モダリティ案に基づき集中的な議論が行われたが、主要国間の見解の隔たりは大きく、モダリティ確立には至らなかった。さらに、7月中旬のG8サミット首脳会議（サンクト・ペテルブルグ）における、今後1ヶ月以内にモダリティを確立すべく各国が柔軟性を示すべきとの首脳レベルの方針を受けて急遽開催されたG6閣僚会合においても、各国の見解の隔たりは縮まらず、全分野の交渉を中断するとの結論に至った。

その後、2007年1月にスイスのダボスで開催されたWTO非公式閣僚会合で、交渉の本格的再開という政治的意志が示され、主要国間の非公式協議を中心とした議論が再開された。

再開後主要国を中心に、市場アクセス、国内支持、輸出競争の各分野で事務レベルでの議論が続けられた後、4月、5月の二度にわたり、議長テキスト作成のたたき台として、個別論点毎の着地点を示した議長ペーパーが提示され、同年7月には、モダリティ案に関する議長テキストが提示された。市場アクセスでは、階層毎の関税削減率、重要品目の数及びその取扱いについて括弧書きで示された他、関税割当、SSG、途上国に対する特別かつ異なる取扱いについて示された。国内支持については、貿易わい曲的国内支持全体、総合AMS及びデミニミスの削減率が括弧書きで示された他、品目別AMSの上限、青の政策の規律強化について示された。輸出競争については、輸出補助金の撤廃までの枠組みが示された他、輸出信用、輸出国家貿易、食料援助に関する具体的な規律が示された。

その後、約1カ月のテキスト検討期間を経た後、議長テキストに基づいて同年9月から2008年1月にかけて事務レベルでの集中的・専門的議論が行われ、同年2月に議論の結果等を反映した改訂議長テキストが提示された。関税や国内支持の削減率、重要品

目の数や取扱い等の主要な数字については、原案と同じ幅のある提案が維持され、今後の議論に決着が委ねられることとなったが、従来詳細な提案がなされていなかった途上国の関心事項等についても詳細な案が盛り込まれることとなった。

2月以降も改訂議長テキストに基づき、事務レベルでの集中的・専門的議論が再開されたが、輸出国を中心に、ドーハ・ラウンドの年内妥結に向けての機運が急速に高まり、同年7月には、モダリティ合意を目指したWTO非公式閣僚会合が開催された。

開催に先立ち、議論のたたき台となり得る第3次改訂議長テキストが発出され、閣僚会合においては、ラミー WTO事務局長がモダリティ合意に向けた調停案を提示したものの、農業交渉における途上国向けの特別セーフガード措置 (SSM) を巡る中国・インド等の一部の途上国と米国等先進国の対立により、交渉は決裂した。その後、同年9月に事務レベルでの協議が再開され、同年11月には、G20金融サミットやAPECの首脳声明において、年内モダリティ合意に向けた強いメッセージが盛り込まれた。

これにより、同年12月に再度閣僚会合を開催するとの機運が高まり、第4次改訂議長テキストが発出され、ラミー事務局長、交渉議長及び主要国を中心に閣僚会合の開催に向けて調整が行われたものの、NAMA交渉の分野別関税撤廃のほか、SSMなどの農業交渉における論点等を巡り、一部の途上国と先進国との溝が埋まらず、閣僚会合の開催は見送られた。

2009年7月のG8+5サミット (イタリア・ラクイラ)、9月のG20サミット (米国ピッツバーグ) では、2010年中の妥結を追求する旨合意された。また、インド主催非公式閣僚会合 (9月) での合意を踏まえ、同月以降、事務レベル会合が開催されたが、モダリティ上の未解決論点については、特段の進展はみられなかった。

2010年3月には、G20ピッツバーグ・サミット首脳声明や第7回閣僚会議の結果を踏まえ、交渉の現状評価 (ストックテイキング) が行われ、状況を打破するために、引き続き様々な形態での議論を継続することの重要性が確認された。

イ 非農産品市場アクセス交渉

非農産品市場アクセス交渉は、2001年11月ドーハ閣僚宣言パラ16に基づき鉱工業品・林水産物の関税及び非関税障壁の削減又は撤廃について交渉が開始され、2002年7月には2003年5月末をモダリティ合意期限とする作業計画について合意された。

2003年9月のカンクン閣僚会議では、シンガポール・イシューを中心に先進国と途上国間の立場の違いが埋まらず、非農産品市場アクセス交渉も含む全体として合意が得られないまま、会議は終了した。

その後、2004年7月末の一般理事会で枠組み合意が成立し、個別品目ごとに適用される定率でない関税削減方式に関する作業を継続すること等が合意された。

2005年3月にケニア・モンバサで行われた非公式閣僚会議では、各国が従来の立場を繰り返すにとどまり、方向性を示すに至らなかったが、キトウイ貿易産業大臣の議長サマリーにおいて、関税削減方式についての提案を早急に提出し、6月までに関税削減方式に合意することを目指すべきとされた。

その後、2005年12月の香港閣僚会議では、関税削減方式については複数の係数のスイス方式とすること、分野別関税撤廃・調和については参加は非義務的なものとする、途上国へのS&Dと相互主義の軽減の重要性を確認すること等を内容として採択された閣僚宣言に基づきモダリティの確立に向け交渉が重ねられたが、2006年7月のG6による閣僚会合にて交渉の中断が決断された後、2007年1月に交渉が再開され、7月のNAMA議長モダリティ・テキスト案に基づく議論を受け、2008年2月、5月及び7月に改訂議長テキスト案が発出された。

2008年7月のWTO非公式閣僚会合の交渉決裂後、12月に第4次改訂議長テキストが発出され、モダリティの確立に向け交渉が重ねられている。

ウ ルール交渉

ルール交渉においては、アンチダンピング協定、補助金協定及び地域貿易協定に関する規律の明確化・改善を行うこととされ、漁業補助金については補助金協定の附属書として検討されている。

漁業補助金については、過剰漁獲・過剰漁獲能力につながる補助金に限定した禁止を主張する我が国、韓国、台湾、EC、カナダ、一部の例外を除き原則禁止を主張する米国、豪州、NZ、ブラジル、アルゼンチン等、S&Dを要求する途上国との間で対立している。2007年11月末に議長テキストが発出されたが、禁止の範囲が広すぎバランスを欠くもの。

2007年12月から翌年5月まで5回にわたりテキストに関する交渉が行われ、5月末には「議長作業文書」、12月には今後の議論のための主要な論点を質問形式で記した「ロードマップ」が発出された。2009年には、ロードマップに基づく議論が行われた。

2 EPA (経済連携協定)・FTA (自由貿易協定)

EPA・FTA交渉については、我が国の食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興などを損なうことは行わないという基本的な姿勢を堅持しながら取り組んだ。2010年3月までに、11の国や地域とEPA・FTAを締結した。

(1) シンガポール

2007年9月に改正議定書が発効した。

(2) メキシコ

2005年4月に協定が発効した。

(3) マレーシア

2006年7月に協定が発効した。

(4) チリ

2007年9月に協定が発効した。

(5) タイ

2007年11月に協定が発効した。

(6) ブルネイ

2008年7月に協定が発効した。

(7) インドネシア

2008年7月に協定が発効した。

(8) フィリピン

2008年12月に協定が発効した。

(9) ASEAN (東南アジア諸国連合) 全体

2008年4月に署名が完了し、同年12月に日本、シンガポール、ラオス、ベトナム、ミャンマー、2009年1月にブルネイ、同年2月にマレーシア、同年6月にタイ、同年12月にカンボジアとの間で協定が発効した。

(10) スイス

2009年2月に署名が行われ、同年9月に協定が発効した。

(11) ベトナム

2008年12月に署名が行われ、2009年10月に協定が発効した。

(12) 韓国

2003年12月に交渉を開始し、2004年11月に交渉が中断。2008年6月、同年12月及び2009年7月に「日韓経済連携協定締結交渉再開に向けた検討及び環境醸成のための実務協議」を開催した。

(13) GCC (湾岸協力理事会)

2006年9月に交渉を開始し、2010年3月までに2回の会合が行われた。

(14) インド

2007年1月に交渉を開始し、2010年3月までに12回の会合が行われた。

(15) 豪州

2007年4月に交渉を開始し、2010年3月までに10回の会合が行われた。

(16) ペルー

2009年5月に交渉開始し、2010年3月までに5回の会合が行われた。

3 その他広域連携等

(1) APEC

APEC (アジア・太平洋経済協力) は、域内の持続可能な発展を目的とし、「貿易・投資の自由化・円滑化」、「経済・技術協力」等活動を行っている。

2009年のAPECでは、WTO交渉、地域経済統合、食料安全保障等が議論された。WTOに関しては、ドーハ・ラウンドの早期妥結への支持が表明された。地域経済統合については、アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) の影響研究等を行った。食料安全保障については、APECでの取組強化を図るため、2010年に食料安全保障担当大臣会合を日本で開催することとなった。

(2) ASEAN関連

ASEAN+3 (日、中、韓) をメンバーとする経済連携協定については、2007年1月のASEAN+3首脳会議において、各分野ごとに更なる詳細な研究 (フェイズII) の開始が提案され、各国からの支持が得られた。同年5月に研究が開始され、2009年10月のASEAN+3首脳会議に最終報告書が提出された。

また、2007年1月、ASEAN+3首脳会議と併せてASEAN+6 (日、中、韓、豪、NZ、印) をメンバーとする東アジア首脳会議が開催され、安倍総理から、16ヶ国の専門家による経済連携に関する民間研究の開始が提案され、参加国より支持が得られた。同年6月に研究が開始され、2008年6月までに6回の会合が行われた。2008年8月の東アジア経済大臣会合において検討を深化させた研究 (フェイズII) の実施に合意され、2009年10月の東アジア首脳会議に最終報告書が提出された。

ASEAN+3の枠組みでは首脳会談の他、外務大臣、経済大臣、財務大臣等の会合に加えて農林大臣会合が開催されている。2009年11月には第9回農林大臣会合がブルネイで開催され、我が方からは、農業生産強化の重要性、多様な農業の共存の重要性、東アジア緊急米備蓄パイロットプロジェクト等の協力活動への支援継続、持続可能な森林経営の推進、東アジアにおけるバイオマスタウン構想普及支援事業等について説明し、支持を得た。

(3) その他の二国間会議等
我が国は、以下の会議等を通じ、諸外国と貿易経済

上の情報・意見の交換を行い、相互理解の深化に務めた。(表1)

表1 主な二国間会談

国・地域名	会談名	期間	場所
中国	日中農業担当省事務次官級定期対話	10. 3. 24	東京
韓国	日韓ハイレベル経済協議	09. 10. 16	東京
米国	日米規制改革イニシアチブ	09. 5. 18	ワシントンD.C.
EU	日EU定期首脳協議	09. 5. 4	プラハ
	日EU規制改革対話	10. 2. 4	東京
	日EU次官級ハイレベル協議	10. 2. 26	ブリュッセル
カナダ	日加次官級経済協議 (JEC)	10. 3. 2	東京
ニュージーランド	日NZ事務レベル協議	09. 12. 8	ウェリントン

第2節 世界の食料安全保障や地球規模の課題等への対応

1 世界の食料安全保障に関する議論

穀物等の国際価格は2006年秋頃から上昇し、2008年春から夏にかけて最高値を記録した。2008年夏以降、穀物等の国際価格は低下したものの依然として高い水準で推移しており、世界の食料需給は今後中長期的にひっ迫する見込みである。このような中、世界の栄養不足人口が2009年には10億人を突破するなど、食料安全保障の確保は喫緊の課題となっており、国際会議の場においては、食料生産増大のための支援の重要性などが積極的に議論されてきた。

平成21年度においては、我が国はG8農業大臣会合(2009年4月)、G8ラクイラ・サミット(2009年7月)、FAO世界食料安全保障サミット(2009年11月)、OECD農業大臣会合(2010年2月)などの各国際会議において、世界の食料生産の促進と農業投資の増大の重要性を主張するなど議論に貢献するとともに、これを受けて世界の食料生産の増大に向けた国際的な取組を積極的に推進した。

(1) G8農業大臣会合及びG8ラクイラ・サミット

2008年7月のG8北海道洞爺湖サミット首脳声明に基づき、2009年4月、主要先進国(日、米、露、仏、独、伊、加、英、EU)による初めてのG8農業大臣会合がイタリアのチソン・ディ・バルマリーノで開催された。最終宣言で、農業及び食料安全保障は国際的課題の核心に位置すること、持続可能な農業、農村開発及び環境保護に対する官民の投資の増加が重要であること、農業の研究・技術開発への投資の強化が必要なこ

と等が言及された。

2009年7月、G8首脳による第34回サミットがイタリアのラクイラで開催された。首脳宣言で、農業及び食料安全保障は国際的課題の核心に位置すること、農業投資を増加させることを再確認し、我が国の主張を受けて国際農業投資の原則等に関する共同提案の策定のため各国・国際機関と取組むことが言及された。また、同時に採択された「ラクイラ食料安全保障イニシアティブ」では、3年間で200億ドルの資金動員を行うことが合意された(我が国は、うち30億ドルを動員)。

(2) FAO世界食料安全保障サミット

食料需給がひっ迫基調で推移し、栄養不足人口が増大する中、2009年11月、FAO世界食料安全保障サミットが開催された。本会合は、1996年の世界食料サミット、2002年の世界食料サミット5年後会合に続くものである。この時採択された「世界食料安全保障サミット宣言文」では、持続可能な農業生産及び生産性の向上と途上国農業分野への投資増加、農業及び食料安全保障分野へのODAの割合の増加等とともに、責任ある農業投資の行動原則などの検討を継続することとされた。

(3) OECD農業大臣会合

2010年2月には、OECD農業大臣会合が開催され、食料・農業分野において世界が直面する諸課題が議論された。我が国は、食料安全保障の確保について、各国が自らの生産力を強化することの必要性、途上国への海外農業投資の重要性等の主張を行った。会合で採択された「大臣コミュニケ」においては、食料安全保障の確保に向けた国内生産、国際貿易、備蓄等の総合的な対応、途上国への農業投資を支援する環境の確保等が盛り込まれた。

2 国際協力

農林水産省が行う国際協力は、世界の食料安全保障や気候変動対策等への貢献を基本とし、我が国の農林水産行政上から取り組む必要性が高い、①世界の食料安全保障の確保、②気候変動等地球的規模の課題への対応、③自然災害・紛争後の復興を重点分野としている。

これらの国際協力を推進するため、①国際協力を効果的に実施する上で必要となる各国の農業事情等に関する基礎的な調査や技術開発・人材育成、及び②農林水産分野の国際機関が行う協力活動等に対する資金の拠出等を農林水産省の政府開発援助（ODA）として実施しているほか、技術交流や専門家派遣等、農林水産省が有する専門的な知見や人材を活用した支援を行っている。

(1) 国際協力に関する調査、人材育成等

農林水産省では、国際協力を効果的に実施する上で必要となる各国の農業事情等に関する基礎的な調査や技術開発、人材育成等を行っている。

平成21年度においては、

- ア サブサハラ・アフリカにおける自給的作物や高収益作物に関する情報収集及び提供
- イ 地球温暖化による農業への被害を最小限にするための適応策の開発
- ウ 東アジア地域におけるバイオマスタウン構想の普及のための人材育成研修や現地でのワークショップ
- エ 海外漁場の確保に関連する開発途上国を対象とした水産関連施設の維持・修理技術の移転
- オ CDM植林プロジェクトを策定するにあたって必要となる技術指針等の策定や人材育成等（予算額20億4,545万円）を実施した。

(2) 国際機関を通じた協力

農林水産省は、国連食糧農業機関（FAO）をはじめとする各国際機関と協力し、アフリカ等開発途上国における飢餓や貧困の削減、気候変動対策や越境性感染症対策等地球的規模の課題への対応、水産資源の適正な管理や持続的利用の確保等の農林水産分野の協力を推進している。

平成21年度においては、各国際機関への拠出を通じ、アフリカのコメ生産倍増等途上国の農林水産業や農村開発の支援、アジア等における鳥インフルエンザや口蹄疫等越境性感染症対策の支援、東アジア等の森林保全や持続可能な森林経営の推進、水産資源の持続的利用や資源管理の取組の推進等（予算額22億8,818万円）を実施した。

ア 国連食糧農業機関（FAO）

国連食糧農業機関（FAO）は、昭和20年10月に設立された国連の専門機関である（我が国は昭和26年に加盟）。

FAOは、①各国民の栄養及び生活水準の向上、②食料及び農産物の生産及び流通の改善、③農村・漁村住民の生活水準の改善を通じた世界経済の発展及び人類の飢餓からの解放、に寄与することを目的としている。また、FAOの活動の中心は、①世界の食料・農林水産業及び栄養に関する情報の収集・分析・公表、②政策策定のための中立的な討議の場の提供、③加盟国政府への政策助言、④開発途上国を対象とした開発援助である。

FAOへの分担金として外務省から約1億5,686万ドル（平成20年及び21年の2年分）を拠出している。また、農林水産省からは任意拠出金として、投資増大に向けた国際的な農業投資データ整備を行う「食料供給力強化に資する国際的枠組み検討事業」や、生態系を損なわないよう配慮し、地球温暖化の影響も考慮した漁業管理体制を推進する「生態系に配慮した持続的漁業推進支援事業」等に約660万ドル（平成21年度）を拠出した。

イ 世界食糧計画（WFP）

世界食糧計画（WFP）は、国連唯一の食糧支援機関として昭和36年に発足した。紛争、自然災害等に起因する難民、被災者等に対する緊急食糧支援を行う他、労働の対価として食料を配給する「FoodforWork」や「学校給食プログラム」など地域社会の自立や人的資源開発を促す活動を行っている。我が国拠出額は約2億ドル（2009年）である。

農林水産省は、「FoodforWork」により、簡易な水田や水路等を整備し、稲作を通じた自立を支援する「アフリカにおける稲作等普及事業」（予算額2億447万円）を実施した。

ウ 国際農業研究協議グループ（CGIAR）

開発途上国における食糧増産、農林水産業の持続可能な生産性改善により住民の福祉向上を図ることを目的として、世界銀行、FAO、国連開発計画（UNDP）等国際機関、ドナー国、民間財団により、昭和46年に設立された。農林水産分野の国際的な研究・技術普及を実施する15の研究センターが構成メンバーとなっている。

農林水産省は、「生物的硝酸化成抑制による環境保全の推進」（国際半乾燥熱帯研究所）、「節水条件下における水稻栽培技術の開発」（国際稲研究所）、「アフリカ内陸低湿地における持続的稲作技術実証・

普及事業」(アフリカ稲センター)、「農民参加型水管理効果分析評価調査」(国際水管理研究所)の拠出事業を実施した。

エ 東南アジア諸国連合 (ASEAN)

東南アジア諸国連合 (ASEAN) は、域内における経済成長、社会・文化的発展の促進、地域における政治・経済的安定の確保、域内諸問題に関する協力等を目的とし、昭和42年に設立された。

我が国は、平成21年度、ASEANへの拠出を通じ、東アジア地域における大規模災害等の緊急時に初動援助を行うための米の備蓄の造成等を支援する「アセンプラススリー緊急米備蓄拠出金事業」や、アセアン地域の食料安全保障の強化を図るため、域内各国の統計情報等の整備を支援する「アジア食料安全保障情報整備強化支援事業」等(予算額3億6,883万円)を実施した。

オ その他

以上のほか、我が国は、国際熱帯木材機関 (ITTO)、国際協同組合同盟 (ICA)、植物新品種保護国際同盟 (UPOV)、メコン河委員会 (MRC)、東南アジア漁業開発センター (SEAFDEC)、国際獣疫事務局 (OIE)、中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC)、大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT)、アジア生産性機構 (APO)、北太平洋海洋科学機関 (PICES)、規格及び通商開発機構 (STDF)、経済協力開発機構 (OECD) に対して資金拠出等の協力を行った。

(3) 海外技術交流

ア 日中農業技術交流

昭和47年9月、日中間の国交が正常化されたことに伴い、昭和48年6月に研究者、技術者の相互交流、共同研究、技術情報、資料、書籍等の交換を行うことを合意し、同年9月から技術考察団の相互訪問が開始された。さらに昭和56年2月、日中両国間における農林水産分野の科学技術交流等を一層促進するため、日中農業科学技術交流グループを設置するとともに、毎年1回東京又は北京において交互にグループ会議を開催することになった。

平成21年度には東京において第28回会議が開催され、「農林水産分野の研究・技術普及の方向」等について討議した。また、日本側から「育成者権付与のための植物新品種の審査に関する協力」等の考察団を派遣し、中国側から「農産物加工業」の考察団を受け入れた(平成21年度までの実績、派遣:106チーム、受入:112チーム)。

イ 日韓農業技術交流

昭和43年8月、研究協力、技術者の交流、技術情報交換等について検討することを目的に、実務者により構成される「日韓農林水産技術協力委員会」を設けることが合意された。この合意に基づき、同年12月に東京において第1回委員会が開催され、その後毎年1回、東京又はソウルにおいて交互に開催されている。

平成21年度にはソウルにおいて第42次委員会が開催され、「農林水産技術に係る政策課題と両国間の協力」、「気候変動に対応するための日韓協力」等について討議した。

ウ 日モンゴル技術的対話

モンゴルの農牧業の課題について情報交換等を行うことを目的に、平成18年11月に東京において局長級の第1回対話が開催された。

平成21年度は開催していない。

エ 日ロ農業技術交流

昭和37年2月、技術情報の収集・交換を目的として、政府の農業技術者等の相互派遣が開始された。

平成21年度には、日本側から「新害虫ヘリキスジノメイガに関する緊急調査」、「家畜・家禽における分子遺伝等に関する研究」のテーマで派遣、ロシア側から「穀物と牧草の選抜と種子の栽培」、「米、穀物及び大豆の防除と選抜」のテーマで受入れを行った(平成21年度までの実績、派遣:58チーム、受入:63チーム)。

(4) その他の農林水産業協力

農林水産省は、独自のODA予算を活用した協力活動のほか、国際協力機構 (JICA) が実施する各種協力活動に対し、当省が有する専門的な知見や人材を活用した専門家・調査団員派遣、研修生受入支援、各種助言等を実施している。

ア 技術協力

開発途上国の農林水産業開発のための技術協力としては、主に、当該分野の開発に必要な技術や知識を伝える専門家派遣、当該分野の開発の中核を担う人材を日本や他国での研修に招く海外研修員受け入れを実施している。また、これらを有機的に組み合わせた技術協力プロジェクト、さらに農林水産業の基盤整備、生産増強、地域開発等の計画の作成等に関して調査団を派遣しコンサルティング協力を行う開発計画調査型技術協力を実施している。

(ア) 専門家等の海外派遣

平成21年度において農林水産業技術協力のために海外に派遣された専門家は継続、新規合わせて88件166名であった。地域別にみると、アジア64

件131人、中近東4件9人、アフリカ10件12人、中南米9件13人、大洋州・欧州・その他1件1人となっている。

(イ) 海外研修員の受け入れ

平成21年度における農林水産省提案の研修は、21コースあり、海外研修員の受け入れ総数は197名であった。地域別にみると、アジア107人、中近東12人、アフリカ53人、中南米11人、太平洋・欧州14人となっている。

イ 資金協力

当省は、一般無償資金協力（主務省：外務省）及び円借款（主務省：外務省及び財務省）についての関係法令を所管していないため、技術的観点からのコメントや国内施策との整合性との観点からの助言・提言等を行うことにより各案件に関与している状況である。

(ア) 一般無償資金協力（水産無償含む）

我が国は、開発途上国に返済義務を課さないで、援助対象となる計画の実施に必要な資金を供与する無償資金協力を行っている。

平成21年度の無償資金協力の予算額（当初、KR及び2KR除く）は1,406億円であり、このうち、農林水産関係では計31件、総額276億円を供与した。

(イ) 食糧援助（KR）

本援助は昭和43年度から実施された無償による食糧援助であり、開発途上国に対し、米、小麦等を購入するための資金供与を行っている。

平成21年度の我が国の供与実績は21か国及び14難民／被災民等に対し、総額約206億円を供与した。

(ウ) 貧困農民支援（2KR：旧食糧増産援助）

本援助は開発途上国の食糧増産に向けた自助努力を支援するため、昭和52年度から我が国が行っている制度で、平成17年度より、「貧困農民支援」に名称変更し、裨益対象を貧困農民、小農とし、食料生産の向上に向けた自助努力への支援を目指している。

平成21年度の供与実績は計12件、総額42億円である。

(エ) 円借款

円借款は、通常、我が国と借入国政府との間で交換公文を締結し、円建て貸付契約を締結する方式で供与される。

平成21年度の農林水産関連案件は計4件、410億円である。

3 海外農業投資

我が国は、世界の食料安全保障への貢献、我が国の農産物輸入の安定化・多角化を図る観点から、海外の農地での農業生産を含む海外農業投資について支援しており、また、国際的な行動原則の策定を推進し、これに沿った責任ある国際農業投資を促進している。

(1) 海外農業投資促進の支援

我が国からの海外農業投資に対する支援方策等を政府・関係機関が一体となって検討を行うために、平成21年4月に、農林水産省、外務省が中心となって、関係4省庁・4機関の参加により「食料安全保障のための海外投資促進に関する会議」を設置した。同年8月に、大豆、とうもろこし等を対象として、中南米、中央アジア、東欧等において、投資環境の整備等を実施するとともに、政府関係機関の支援ツールを総合的に活用し、民間企業からの総合的な支援の要望に対応すること等を内容とする「食料安全保障のための海外投資促進に関する指針」のとりまとめを行った。

(2) 国際的な農業投資の行動原則

近年の食料価格高騰を背景として、国際農業投資が大きな注目を集めた。我が国は、平成21年7月のG8ラクイラ・サミットにおいて国際農業投資の行動原則の策定を提案し、合意された。関係国際機関と共催した「責任ある国際農業投資の促進」ラウンドテーブル会合（同年9月）では、行動原則等を作成すべきとの点で意見が一致するとともに、国連食糧農業機関（FAO）や世界銀行などの国際機関が協力して、行動原則等の合意につながる幅広い関係者による協議プロセスに貢献していくことについて全般的な支持が得られた。

(3) 海外農業投資に関するシンポジウムの開催

農林水産省からFAOへの拠出を通じて実施している「食料供給力強化に資する国際的枠組み検討事業」の一環として、平成22年3月にFAOが「FAO貧困削減・農業投資促進に関するシンポジウム」を東京で開催し、農業投資の重要性、関係者が実施すべき取組等について専門家による議論を行った。

第3節 農林水産物の輸出入

1 農林水産物等の輸出促進対策

(1) 事業趣旨

近年、世界的な日本食ブームの広がりやアジア諸国等における経済発展に伴う富裕層の増加等により、高

品質な我が国農林水産物・食品（以下「農林水産物等」という。）の輸出は平成19年まで拡大傾向で推移してきた。

平成20年においては、世界的な景気後退や円高の進行等の影響により、輸出をめぐる環境が厳しいものとなり、10月以降の輸出額は減少傾向になったが、平成21年11月以降は回復傾向に転じた結果、平成21年の農林水産物・食品の輸出額は、4,454億円となった。

このような中、政府は平成29年までに輸出額を1兆円水準にするという目標を掲げ、農林水産物等の輸出促進に取り組んでいる。

農林水産省においては、輸出額1兆円水準の目標達成に向け、平成21年6月に開催された「農林水産物等輸出促進全国協議会総会」において了承を得た「我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略」に沿って、①輸出環境の整備、②品目、国・地域別の戦略的な輸出対策、③意欲ある農林漁業者等に対する支援、④日本食・日本食材等の海外における需要開拓の取組を進めている。

(2) 事業内容

平成21年度において、具体的に実施した輸出促進に関する事業は以下のとおりである。

ア 農林水産物・食品輸出促進対策調査等委託費

(予算額 949,833千円)

(ア) 農林水産物等輸出ステップアップ推進事業

品目ごとの輸出実行プランを普及・充実するとともに、輸出ビジネスモデル戦略を策定することにより、輸出の取組を着実に進め、政策目標の実現に向けた取組を加速化した。

(予算額 73,727千円)

(イ) 農林水産物等海外販路創出・拡大事業

海外における展示・商談の場の提供、海外高級百貨店等におけるアンテナショップの設置により、農林漁業者等の販路の創出・拡大を支援した。

(予算額 426,468千円)

(ウ) 活きた輸出情報ネットワーク構築事業

海外バイヤー等が参加する国内での展示・商談会等の実施に加え、輸出の課題に対して適切な助言が出来る専門家集団を人材バンクとして登録し、活きた輸出情報を提供することにより輸出に意欲ある農林漁業者等に対する支援体制の構築を図った。

(予算額 60,963千円)

(エ) 日本食・日本食材等海外発信事業

外国人オピニオンリーダー等に対し、旬で高品質な日本食・日本食材等を提供して実施する

「WASHOKU-TryJapan'sGoodFood」事業の展開等により、日本食・日本食材等の魅力を海外に発信した。

(予算額 281,605千円)

(オ) 海外日本食優良店調査・支援事業

海外日本食優良店の調査、日本食レストラン推奨計画の普及啓発等の支援を行った。

(予算額 107,070千円)

イ 農林水産物・食品輸出促進対策調査等補助金

(補正後予算額 1,504,579千円)

(ア) 農林水産物等輸出促進支援事業のうち農林水産物等輸出促進対策

明確な目標を設定し戦略的に輸出に取り組もうとする農林漁業者等の取組について、事業実施主体が輸出拡大プロジェクトを企画・実行するために必要な能力を獲得するための研修会の実施等も支援対象に加え、総合的に支援した。

(予算額 800,000千円)

(イ) 農林水産物等輸出促進支援事業のうち品種保護に向けた環境整備

品種を識別するためのDNA分析技術の開発を支援することにより、我が国のオリジナル品種を保護し、輸出の促進を図った。

(予算額 49,253千円)

(ウ) 農林水産物等輸出促進支援事業のうち海外日本食優良店普及促進事業

地域ごとの推奨基準の制定等現地の実情に応じた日本食優良店の支援方針の策定、民間の現地組織による日本食優良店に関する情報収集、日本食・日本食材・日本食レストラン等についての普及啓発活動等の取組に対して支援を行った。

(予算額 88,034千円)

(エ) 農林水産物等輸出促進支援事業のうち農林水産物等輸出課題解決対策

輸出に取り組む産地が直面する共通の課題について、モデルとして解決策を提示するとともに、同様の課題を抱える他の地域に普及する取組を支援した。

(予算額 120,603千円)

(オ) 海外日本食・日本食材等市場確保緊急対策のうち農林漁業者等マッチング支援緊急対策

貿易会社等の民間団体が、海外において商談会の場を設定することにより、外国の卸売業者等のバイヤーと輸出に取り組みたい国内の農林漁業者等とのマッチングを支援した。

(予算額 258,934千円)

(カ) 海外日本食・日本食材等市場確保緊急対策のうちショッピングモール活用型需要開拓緊急対策
日本産農林水産物・食品について、海外の富裕層をターゲットとして需要開拓を行うため、事業者等がショッピングモール内にワゴンや販売コーナーを設置し、販売促進活動を行うことを支援した。

(予算額 187,755千円)

2 関税（平成22年度当省関係品目の改正概要）

(1) 平成22年度の関税改正の経緯

平成22年度の関税改正は、次のような経緯で行われた。まず、平成21年3月12日、財務大臣から「経済情勢の変化等に対応し、関税率及び関税制度を、いかに改めるべきか」について関税・外国為替等審議会に諮問された。その後、平成21年11月11日、11月16日及び11月25日の関税分科会企画部会での審議を経た後、11月25日の同部会で「平成22年度関税改正に関する論点整理」が取りまとめられた。この論点整理等を踏まえた「平成22年度税制改正大綱」が、平成22年度第25回税制調査会（内閣府）で答申として総理大臣に提出され、当該答申は閣議決定された。この閣議決定に基づく、「関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案」が国会での審議を経て成立し、一部改正された関税法及び関税暫定措置法が平成22年4月1日から施行された。

(2) 農林水産省関係品目の関税改正等の概要

ア 暫定税率、農産品に係る特別緊急関税制度等の適用期限の延長等

(ア) 平成22年3月31日に適用期限の到来する関税暫

定措置法別表第1及び第1の3に定める物品の暫定税率について、その適用期限を平成23年3月31日まで延長することとした。

(イ) 平成22年3月31日に適用期限の到来するウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品に係る数量基準及び価格基準による特別緊急関税制度、生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置並びに生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置について、その適用期限を平成23年3月31日まで延長することとした。ただし、牛肉に係る関税の緊急措置については、北米産牛肉の輸入再開という輸入環境の変化に対応した特例措置として、制度の基本は維持しつつ、平成22年度においても過去4年と同様に、発動基準数量を算出する際の基礎となる輸入数量を、北米産牛肉の輸入が行われていた平成14年度と平成15年度の輸入実績の平均とした（平成14年度と平成15年度の輸入実績の平均による発動基準数量が平成21年度の輸入実績による発動基準数量を下回る場合には、平成21年度の輸入実績による）。

(3) 関税割当制度に関する政令の改正

ウルグアイ・ラウンド合意において、国際的に約束した関税化品目に係るアクセス数量の確保が基本的に関税割当制度（注）により行われることとなったことなどから、本制度の対象品目は、平成7年度改正において全体で21品目（うち農産品は18品目）に拡大された。その後、平成15年度改正において酒類用原料アルコール製造用アルコールが本制度の適用対象外とされ、全体で20品目（うち農産品は18品目）となった。

平成22年度においては、農林水産省所管の対象品目に変更はなく、各品目の関税割当数量が定められた。

(表2)

表2 平成22年度 関税割当制度対象品目一覧

1. UR合意以前から関税割当制度の対象となっている品目（従来品目）

(単位：トン)

品 名	関税割当数量		現行税率	
	21年度	22年度	1次税率	2次税率
ナチュラルチーズ（プロセスチーズ原料用）	60,300	62,400	無税	29.8%
とうもろこし	コーンスターチ用	4,222,300	4,302,000	無税 50%又は12円/kgのうち いずれか高い税率
	単体飼料用（丸粒）	348,900	375,900	
	特定物品製造用 （コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒用）	79,700	88,100	
	その他用	143,300	131,800	
麦芽	556,300	552,900	無税	21.30円/kg
糖みつ（アルコール製造用）	10,000	10,000	無税	15.30円/kg
無糖ココア調製品（チョコレート製造用）	15,600	16,700	無税	21.3%
トマトピューレー・ペースト（トマトケチャップ等製造用）	36,900	37,100	無税	16%
パイナップル缶詰	44,800	43,800	無税	33円/kg

2. UR合意により関税割当制度の対象となった品目（関税化品目）

（単位：トン）

品 名	関税割当数量		現行税率		
	21年度	22年度	1次税率	2次税率	
その他の乳製品（全乳換算）	133,940	133,940	12%、 12.5%、 21%、 25%、35%	21.3%+54円/kg、21.3%+ 114円/kg、21.3%+635円/kg、 21.3%+1,199円/kg、23.8%+ 679円/kg、23.8%+1,159円/kg、 29.8%+396円/kg、29.8%+ 400円/kg、29.8%+582円/kg、 29.8%+679円/kg、29.8%+ 915円/kg、29.8%+ 1,023円/kg、29.8%+1,155円/kg、 29.8%+1,159円/kg	
脱脂粉乳	学校等給食用以外	74,973	74,973	無税、25%、 35%	396円/kg、425円/kg、 21.3%+396円/kg、21.3%+ 425円/kg、29.8%+396円/kg、 29.8%+425円/kg
	学校等給食用	7,264	7,264	無税	396円/kg、425円/kg
無糖れん乳	1,500	1,500	25%、30%	21.3%+254円/kg、 25.5%+509円/kg	
ホエイ等	無機質を濃縮したホエイ	14,000	14,000	25%、35%	29.8%+425円/kg、 29.8%+687円/kg
	ホエイ及び調製ホエイ（配合飼 料用）	45,000	45,000	無税	29.8%+425円/kg、 29.8%+687円/kg
	ホエイ及び調製ホエイ等（乳幼 児用調製粉乳製造用）	25,000	25,000	10%	29.8%+400円/kg、29.8%+425 円/kg、29.8%+679円/kg、 29.8%+687円/kg、29.8% +1,023円/kg
バター及びバターオイル	581	581	35%	29.8%+985円/kg、 29.8%+1,159円/kg	
雑豆（小豆、えんどう、そら豆、いんげん豆等）	<u>120,000</u>	<u>120,000</u>	10%	354円/kg	
でん粉、イヌリン及びでん粉調製品	<u>163,500</u>	<u>157,000</u>	無税、16%、 25%	119円/kg	
落花生	75,000	75,000	10%	617円/kg	
こんにゃく芋（荒粉換算）	267	267	40%	2,796円/kg	
調製食用脂	ニュージーランドを原産地とす るもの	11,550	11,550	25%	29.8%+1,159円/kg
	その他のもの	7,427	7,427		
繭及び生糸（生糸換算）	1,809	1,548	無税	2,523円/kg（繭）、 6,978円/kg（生糸）	

- （注）1. 「関税割当数量」欄の斜体数字は、上期及び下期に分けて割当数量を定めることとされている品目である。
2. 脱脂粉乳、ホエイ等、バター及びバターオイルの「2次税率」には、農畜産業振興機構（ALIC）が徴収するマークアップが含まれる。

（注）関税割当制度とは、一定の輸入数量の枠内に限り、無税又は低税率（1次税率）を適用して、需要者に安価な輸入品の供給を確保する一方、この一定の輸入数量の枠を超える輸入分については、高税率（2次税率）を適用することによって国内生産者の保護を図る制度で、この1次税率の適用を受ける数量（関税割当数量）は、原則として、国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定めることとされている。

第4節 その他国際案件

1 外国政府要人との会談等

大臣、副大臣及び政務官と外国政府等の要人との国内及び海外における会談日時を調整した。

外国政府等の要人等に対して我が国の農林水産業政策の説明等を行った。また、外国在京大使館及び我が国在外大使館等を通じ、外国政府との連絡調整及び相互理解の促進に努めた。

2 海外農業情報等の収集・発信

諸外国の農業、農林水産物貿易、農業政策及び我が国における農林水産物の輸出入の状況等について、情報収集、調査分析を行い、最新の情報を農林水産省のホームページに掲載するなど国民に情報提供を行った。

また、海外に対して我が国の農林水産施策の動向を伝えるため、英文ニュースレター「MAFFUPDATE」をまとめ、ホームページに掲載した。

3 多国間での取組

(1) OECD（経済協力開発機構）

OECDは、マーシャルプランの受入体制として1948年に発足したOEEC（欧州経済協力機構）が、その後、米国・カナダと欧州諸国との繋がりが緊密化する中で改組され、1961年に設立された。我が国は1964年に加盟した。2010年3月現在30ヶ国が加盟している。

ア 閣僚理事会

例年4～6月に開催される閣僚レベルの理事会（通称、閣僚理事会）では、OECDの主要活動内容が報告されるとともに、国際経済情勢の認識や展望、今後の世界経済の方向性等について議論され、その内容は議長総括としてとりまとめられている。

第48回閣僚理事会は、2009年6月24日～25日にパリのOECD本部で開催された。我が国からは二階経済産業大臣、中曽根外務大臣、伊藤外務副大臣、岡本内閣府政務官、村上農林水産審議官が出席し、①世界経済情勢、②回復への道、③政策協調におけるOECDの役割、④グリーン成長、⑤貿易・投資のための開放市場の維持について討議が行われた。

2010年2月には、OECD農業大臣会合が開催され、近年の農産物市場の不安定化、途上国の食料危機、気候変動の影響など、食料農業分野において、世界が直面する諸問題について議論が行われた。我が国からは舟山農林水産政務官が出席した。

イ 農業委員会

1987年の閣僚理事会コミュニケにおいて提唱された農業改革の諸原則に照らして、前年に引き続きPSE等を利用しつつ各国の農業改革の進展状況を分析した2009年版「OECD農業政策：モニタリングと評価」が作成された。また、農産物の需給及び貿易の動向等を分析した2009年版「OECD農業アウトック」が作成された。「農業と環境」については、農業委員会と環境政策委員会の合同作業部会において、気候変動と農業、特に農業分野での温室効

果ガスの削減と農業の気候変動への適応に関する作業や、農業による水質汚染の軽減に向けた作業が行われた。

「農業と貿易」については、農業委員会と貿易委員会との合同作業部会において、農業貿易に関する様々な側面からの分析及び農産物貿易に関する議論が行われた。

(2) UNCTAD（国連貿易開発会議）

UNCTAD（本部：ジュネーブ）は、1964年に設立された国連の一機関であり、開発途上国の貿易と経済開発に関する問題を取り上げ解決策を討議する場で、いわゆる南北問題の主要フォーラムである。加盟国は193カ国（2008年3月現在）である。

ア 総会

ほぼ4年に1回開催され、最近のものとしては、第12回総会が2008年4月20日～25日、ガーナのアクラにて開催された。総会は、途上国の貿易・経済開発問題に対する国際社会の取り組み方について政策レベルで中長期的な方向付けをする重要な会合であり、①世界経済のレビュー、②一次産品、③製品・半製品、④貿易、⑤特惠、⑥後発開発途上国（LDC）問題等につき協議が行われ、これまで多くの決議が採択されてきた。

今次総会では、途上国支援や貿易について、取り組むべき方針を述べたアクラ宣言を発表。なお、当省関係では、食料価格高騰に対応した緊急食糧援助を実施する旨発表し、途上国を中心に各国から高く評価された。

イ 貿易開発理事会（TDB）

UNCTADの常設機関であるTDBは、毎年1回、通常理事会を開催し、南北問題の討議と同時に、UNCTADによる諸勧告の実施状況の検討および各種委員会の報告書の採択などを行っている。

第55回TDB会合（2008年9月）においては、「LDCのための行動計画進捗レビュー」、「アフリカにおける経済発展」などについて議論が行われた。

(3) 国際商品協定

ア 国際穀物協定

国際穀物協定は、穀物の貿易等に関して情報交換等を行うこと及び開発途上国に対する一定量の食糧援助を確保することを目的として、国際穀物協定及び食糧援助規約で構成されている。

現在、「1995年の穀物貿易規約」及び「1999年の食糧援助規約」が適用されており、その内、食糧援助規約についてはその有効期間は2011年6月30日までとなっている。

イ 国際コーヒー協定

国際コーヒー協定は、コーヒー市場の安定を図ることを主な目的として策定され、1963年に協定を発効し、加盟輸出国への輸出割当により需給調整が行われてきたが、1989年7月に経済条項を停止した以降の協定の内容は、統計の整備、情報交換が中心となり、1994年協定を経て、現行の「2001年国際コーヒー協定」に至っている。

2001年協定の有効期間は2007年9月末となっていたため、同年1月より新協定の協議が続けられ、9月に「2007年の国際コーヒー協定」が合意されたが、同協定の効力発生要件が満たされていないことから、2010年9月末まで毎年2001年協定の延長が決議されている。

我が国は、1964年以降国際コーヒー協定に参加していたが、2009年9月に2001年協定の延長の決議を行う際に、我が国の厳しい財政状況を背景に延長決議を受け入れないとの判断によって、実質的に同協定を脱退することとなった。

ウ 国際熱帯木材協定

「1983年の国際熱帯木材協定」は、熱帯産木材の国際貿易の拡大及び価格の安定を図り、もって熱帯木材生産国の輸出収入の安定と消費国への供給の安定を確保することを目的として、1985年4月に発効した。我が国は熱帯産木材の主要な輸入国であるとともに、我が国の豊富な市場情報と高度な林業技術が協定の目的達成に貢献できるとの考えから、ITTO (International Tropical Timber Organization) 本部を横浜市に誘致した。

「1983年の国際熱帯木材協定」の発効以降2度の延長を経て、1997年1月に「1994年の国際熱帯木材協定」が発効した。この協定には、熱帯林の持続的経営の達成のための「2000年目標」や「バリ・パートナーシップ資金」等が明記され、その後、同協定は2度延長された。

また、2004年7月から同協定の改定交渉が開始され、2006年1月に「2006年の国際熱帯木材協定」が合意されており、現在はその発効に向けて、各国が締結手続きを実施している段階である。(我が国は2007年8月に締結完了)

